決議案　第２号

令和８年９月 30 日

大磯町議会議長　清　田　文　雄　様

提出者　大磯町議会議員　鈴　木　京　子
賛成者　〃　竹　内　恵美子
〃　鈴　木　たまよ
〃　石　川　則　男
〃　お　か　みゆき
〃　髙　橋　英　俊
〃　毛　利　泰　輔

大磯町職員の勤務実態の調査に関する決議

大磯町議会会議規則第 13 条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

大磯町職員の勤務実態の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり大磯町職員の労働時間等の事務に関する調査を行うものとする。

記

1　調査事項

（1）　大磯町職員の勤務実態に関する事項（就業管理・入室管理システム、パソコンの稼働時間、時間外勤務手当の支給状況）

（2）　その他、関連する事項

2　特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び大磯町議会委員会条例第５条の規定により、委員６名で構成する大磯町職員の勤務実態調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3　調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項（及び同法第98条第１項）の権限を大磯町職員の勤務実態調査特別委員会に委任する。

4　調査期限

大磯町職員の勤務実態調査特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5　調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、16万円以内とする。